

四日市市告示第130号

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付要綱（令和3年四日市市告示第177号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある旧耐震基準にて建築された空き家について、除却を促進し、空き家除却後の固定資産税負担の緩和を図るため、空き家が除却され、空き家が所在していた土地を四日市市空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）に登録する所有者に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある旧耐震基準にて建築された空き家について、除却を促進し、空き家除却後の固定資産税負担の緩和を図るため、空き家が除却され、空き家が所在していた土地を四日市市空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）に登録する所有者に対し、<u>予算の範囲内で交付する補助金に関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、</u>必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、<u>四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、空き家が所在していた土地の空き家・空き地バンクへの登録完了日若しくは、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付確定日のいずれかの日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付決定通知書及び交付確定通知書の</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、<u>四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助対象の土地を空き家・空き地バンクに登録する前に市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付決定通知書の写し</p>

写し

(6) 四日市市空き家・空き地バンク登録完了通知書の写し

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づき申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知したうえで、補助金を交付するものとする。

2 (略)

(決定の取消等)

第8条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、市長は、

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、交付を決定し、四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 (略)

(補助金交付変更の申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)が、交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付変更・中止申請書(第3号様式)にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、第1項の補助金交付変更・中止申請書を受理したときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、第7条による決定を変更又は中止し、四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付変更・中止決定通知書(第4号様式)により決定者に通知する。

(認定及び決定の取消等)

第9条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、市長は、

期限を定め、決定者にその全部又は一部の返還を命じる。

- (1) (略)
- (2) この要綱又は奨励金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(3)から(6)まで (略)

(関係書類の整備)

第9条 (略)

期限を定め、決定者にその全部又は一部の返還を命じる。

- (1) (略)
 - (2) 四日市市補助金等交付規則、この要綱又は奨励金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3)から(6)まで (略)

(実績報告書)

第10条 決定者は、空き家が所在していた土地について、空き家・空き地バンクへの登録完了日もしくは、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付確定日のいずれかの日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市旧耐震基準空き家除却補助金実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、第10条の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、交付を確定し、四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付確定通知書(第6号様式)により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 決定者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に、四日市市旧耐震空き家除却促進補助金支払請求書(第7号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(関係書類の整備)

第13条 (略)

<p>(補助金の評価)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p><u>(四日市市補助金等交付規則の適用除外)</u></p> <p><u>第11条</u> この補助金は、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)第2条第1号の規定により市長が指定する補助金とする。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>	<p>(補助金の評価)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p>
---	---

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
(世帯代表者) 氏名

電話番号 ()

(申請者が自署しない場合、記名押印してください)

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付申請書兼請求書

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、補助金の交付が決定したときは、次の口座に振込みを依頼します。

記

1. 空き家及び空き家が所在する土地の概要等

土地の所在地	四日市市	
土地の所有者	住所	
	氏名	
空き家になった時期	年 月	
補助金申請額	円	
空き地バンク登録予定時期	年 月	

2. 奨励金振込先

振込先	銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所
	口座種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)
1 普通			
2 当座			

3. 添付書類

- (1) 補助対象の土地の所有者がわかる書類
- (2) 補助対象の土地の所有者が2人以上の場合は、申請者以外の該当者全員の同意書
- (3) 補助対象の土地が地方税法第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けた土地であることがわかる書類
- (4) 空き家が1年以上居住されていないことを確認できる書類
- (5) 四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付決定通知書及び交付確定通知書の写し
- (6) 四日市市空き家・空き地バンク登録完了通知書の写し
- (7) 市税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (8) 誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市旧耐震空き家除却促進補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 土地の所在地 四日市市
2. 交付決定額 円
3. 交付条件
 - (1) 四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
 - (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第3号様式から第6号様式を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)